

令和 7 年 6 月市議会定例会追加提出案件

議第 7 8 号 鶴岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議第 7 9 号 鶴岡市議会議員及び鶴岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

令和 7 年 6 月市議会定例会追加提出案件要旨

議第 7 8 号 鶴岡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長、投票管理者、投票立会人、開票管理者、選挙立会人及び開票立会人が職務のために要する費用の額が改められたことから、条例で規定する報酬の額を次のとおり改めるもの

職名		報酬額	
		(現行)	(改正案)
選挙長		日額 10,800円	日額 12,200円
投票所	投票管理者	同 12,800円	同 14,500円
	投票立会人	同 10,900円	同 12,400円
期日前投票所	投票管理者	同 11,300円	同 12,800円
	投票立会人	同 9,600円	同 10,900円
開票管理者		1回 10,800円	1回 12,200円
選挙立会人、開票立会人		同 8,900円	同 10,100円

- 2 施行期日 公布の日

議第 7 9 号 鶴岡市議会議員及び鶴岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に
関する条例の一部改正について

公職選挙法施行令の一部改正に伴う改正

1 市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成の公営に要する経
費に係る限度額を次のとおり引き上げるもの

(1) 選挙運動用ビラ

(現行) 1 枚当たり 7 円 7 3 銭 → (改正案) 1 枚当たり 8 円 3 8 銭

(2) 選挙運動用ポスター

ア ポスター掲示場の数が 5 0 0 以下の場合

現行	$541円31銭 \times \text{掲示場の数} + 316,250円$
改正案	$586円88銭 \times \text{掲示場の数} + 316,250円$

イ ポスター掲示場の数が 5 0 0 を超える場合

現行	$28円35銭 \times (\text{掲示場の数} - 500) + 270,655円 + 316,250円$
改正案	$30円73銭 \times (\text{掲示場の数} - 500) + 293,440円 + 316,250円$

2 施行期日等 公布の日 (同日以後に告示される選挙について適用)